

弁護士日記

〈クモ膜下出血〉

法医学、支倉教授の見解

美和 勇夫

クモ膜下出血は、法医学博士の証言のように「ほぼへのパンチ」でおきたのか、あるいは地面での「転倒」(側頭部うちつけ)で起きたのか、を争っている時に、「検死秘録」(光文社)という本に出会った。

著者は、東京医科歯科大学名誉教授で、オームの地下鉄サリン事件の解剖、法廷証言も担当された支倉逸人先生(法医学)



支倉逸人 検死秘録

地下鉄サリン事件 著名人の死

がいつしよに酒をのみ、一人が「俺はこの頃タルンでいるから一発はって気合いを入れてくれ」と言ったので、友人が一発を打ったところ、相手はバタンと倒れてそのまま死んでしまった。

支倉教授が、脳を解剖したところ、小さな動脈瘤が破裂してクモ膜下出血をおこしていたことがわかった。

検事は、「なぐったから動脈瘤が破裂したもので、傷害致死罪だ」と主張したが先生は「なぐられなかったとしてもいざれ

破裂する動脈瘤があったのだから、あくまで病氣というしかない」と答えられ、「傷害致死罪」の起訴はなかった。

脳のクモ膜下に破裂すべき動脈瘤をもっている人だとは知らずに、けんかをして殴ったら、予想もできぬ「クモ膜下出血」で死亡した場合、「傷害致死」の責任を問うことが出来るのか?

「傷害罪」はともかく「致死罪」の責任までおわたせることができるのか?

なぐれば、死にそうなる人だとははじめからわかっていたら、なぐらなかつたであろう。

破裂すべきクモ膜下の

動脈瘤があるかどうかよく注意してからなぐるべきだった……そういう「注意義務」があったというのも無理なら「過失致死罪」の責任もむつかしいであろう。

脳のCTや、MRを撮影、検査して、それからけんかをやる人はいないからである。

豊橋事件での支倉教授の見解は、① 何がクモ膜下出血の真の原因であるかはたまたまにはわからない。

② ほほをなぐったことが原因という検事側の法医学証言も可能性のうちのひとつにすぎない。

③ 弁護人の反論はおおむね

正しい。④ 自身は、脳底部に解剖時に見つからなかった小さな動脈瘤がありそれが破裂したと推測する

真相はヤブの中(不明)であるのに、名古屋高裁は、(勉強もせず)

「弁護人の反論は医学文献のよみまちがいをしており、かつ法医学博士の証言の誤解をしている」という判決を出した。(最高裁上告中)

「裁判」とはそういうものだということをわきまえておく必要がある。

(筆者は、多治見市野町在住)